

巻頭言

「福祉の地方分権化」をほんものにしよう

黒川 俊雄（協同総合研究所・顧問）

日本の高齢社会対策の遅れを埋め合わせ一つの方法として「福祉の地方分権化」ということがマスコミなどで言われるようになったのはいつの頃からであったろうか。

想えば、中央集権的な国の地方公共団体への「機関委任事務」の「原則的廃止」を指摘したのは、敗戦直後の占領体制下での「シャープ勧告」だったが、それは、中央官僚の強い抵抗によって長い間実施されなかった。ところが、皮肉なことに、「臨調行革」の補助金削減答申を受けて1986年に成立した機関委任事務の団体事務化法が87年から実施されたことによって、国の補助金負担削減による地方公共団体への財政負担転嫁をとめないながら、機関委任事務を廃止することになった。その結果、国の行政処分行為としての「措置」が地方公共団体による行政処分行為に変化するとはいえ、「政令で定める基準」による財政責任のない基準行政によって国の統制下に地方公共団体が扱われることになる。これは「統制のとれた地方分権体制」をめざすものにほかならない。

このような経過の中で、厚生省は、いち早く87年に例の「ゴールド・プラン」を策定し、95年にはこれを改訂して「新ゴールド・プラン」とし、その間に90年福祉8法の大改正を行い、「措置」権限を市町村に移管して「市町村重視の原則」を打出し、老人福祉法、老人保健法にもとづいて、すべての市町村、都道府県に「老人保健福祉計画」の策定を義務づけた。このような「計画」を策定して「措置」をなす条件がいまの市町村に欠けていることを厚生省は十分知りながらこのようにことを運び、「必置規制」の存続によって「統制のとれた地方分権体制」をめざしながら、「福祉の地方分権化」などと言われるようにしたのである。ただ「統制のとれた地方分権体制」も財源の保障なくしては機能しない。そこで厚生省は、家族による介護費用を抜きにした介護財源を保障するために、94年公的介護保険構想を急浮上させたのである。しかも国民健康保険にみられるように、保険事業を営む条件が市町村に欠けていることを知りながら、介護保険の保険者を市町村にし、また、「措置」制度のもとで準行政機関である社会福祉施設を、「措置」制度の完全な廃止によって営利を目的とする資本にまかせる「民間活力活用」の道を切り開こうとしている。

このようなとき、私たちが、政府まかせでなく、営利のためでもない高齢者協同組合をつくり、非営利・協同の大連合によって地域に高齢者福祉を中心とする市民福祉を充実させる事業をおこすことは緊急の課題である。「福祉の地方分権化」は、国によって上から制度化されるものではなく、主権者たる国民・市民が、事業活動を通じて、市区町村、都道府県、国との間に、責任ある対等な関係をつくりつつ、国がその保障に責任をもつナショナルミニマムにもとづいて創意に富んだ福祉を構築していったこそほんものになりうるからである。かつて70年に京都市、横須賀市が策定した「ライフサイクル計画」は、このようなことを志向したものであるが、当時はまだ現在のような条件がなかったので果たされなかったのである。